

『仁尽倶楽部』 会員規則

第1条（総則）

当倶楽部は、一般社団法人高度情報技術活用コンソーシアム(通称:AITUC)の下部活動組織として設けるもので、メンバー会員の種類や運用の明確化を図るため、以下の通り会員規則を定める。

第2条（目的）

当倶楽部は、年齢、性別、国籍等を越えて、個人の能力に応じて適材適所の活躍を活性化し、日本産業界における人材不足問題と社会の高齢化問題解決等、産業界の発展と社会の安寧発展に貢献するものとする。

◎活動精神＝「仁をもって義をなす。義によって仁を尽くす」

* 紀元前 300 年頃の中国の孔子の考え方を受け継ぎ、孟子が記したもので、

- ・ 「仁」は: 礼に基づく自己の管理力と他人を思いやる心
- ・ 「義」は: 物事の理にかなった正しい行動

第3条（会員の種類）

当倶楽部の会員は次の通りとする。

①A (Ability)メンバー:

特定分野における才能や技量、手腕を活かして就業型の仕事を望む者

②S (Sales)メンバー :

販売力/人脈等を活かして営業の仕事で支援することを望む者

尚、当倶楽部運営メンバーは、上位組織のAITUCの仁尽倶楽部理事等とする。

当倶楽部の会員は、当倶楽部および上位組織のAITUCが主催する各種イベントへの参加資格を有する(具体的なイベント案内は、個別のイベント案内により通知する)。

第4条（加入資格）

当倶楽部への入会資格は、次の通りとする。

下記条件の各項に適合する者で、AITUC理事長が承認した者

- ①総則および目的に掲げる意図を認識し、活動精神を弁えて活動できると自他ともに認める者。
- ②各個人から所定の提出書類(登録申込書、履歴書、プロフィール)をAITUC事務局に提出し、AITUC仁尽倶楽部担当理事の面談を受け、所定誓約書に自筆サインをし、誓約した者
- ③AITUC仁尽倶楽部担当理事が審査のうえ、適任として理事長に推薦された者

*参考:審査ポイントは、誠実誠意性、協力性、親切性、実務能力等であり、過去の自慢よりも、今を自慢できる人物であること・・・等尚、AITUCの有料会員(=賛助、一般)は、自動的に本加入資格を有する。

第5条 (会費等)

当倶楽部の会費は無料とする。

但し、当倶楽部およびAITUCが主催するイベント等への参加費については、この限りでない。

第6条 (会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- ① 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- ② 除名(加入資格に逸脱があった場合等)されたとき
- ③ 理事会の同意があったとき

第7条 (退会)

会員は、1カ月以上前に当倶楽部に対して予告することにより退会することができる。

ただし、やむを得ない事由があるときには、会員は、いつでも退会することができる。

第8条 (除名)

会員が、AITUCおよび当倶楽部の名誉を毀損し、若しくは当倶楽部の目的に反する行為をしたとき、加入資格を逸脱したとき、又は会員としての義務違反をしたとき、その他、除名すべき正当な事由がある時、一般法人法の定めにより、その会員を除名することができる。

第9条 (会員名簿)

当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

但し、個人情報保護の観点から、当会員名簿は一般公開しない。

*AITUCのホームページ内の会員専用ページにのみ掲載する。

第10条 (細則)

この会則に定めるものの他、AITUC及び当倶楽部の運営上必要な規則は、AITUC理事会の過半数の議決を得て、別に定めることができる。